

会

報

89

第107号

〔座談会〕 最高裁総務局・人事局各課長、参事官を囲む

〔書協実務研究室コーナー〕 大阪地方裁判所破産部における書記官事務について(下) .....

高裁民事抗告審における書記官実務について  
(覚書) .....

〔資料〕 調停条項をめぐる法律問題.....



岐阜地・家・簡裁合同庁舎

全国裁判所書記官協議会

# 全国書協会報〔季刊〕第107号

## 目 次

〔巻頭言〕	1
〔座談会〕	
最高裁総務局・人事局各課長、参事官を囲む	2
〔書協実務研究室コーナー〕	
大阪地方裁判所破産部における書記官事務について（下）	全国書協大阪地裁支部民事実務研究班 15
高裁民事抗告審における書記官実務について（覚書）	桑田正明 93
〔資料〕	
調停条項をめぐる法律問題	財団法人日本法律家協会現代調停法制研究会 107
〔本部と支部との交流会だより〕	
大阪／福岡／東京／札幌／広島	132
<hr/>	
本部だより	141
国際交流だより	143
西ドイツ・シュベッテンゲン司法補助官	
大学等を訪ねて	齊藤昭男 148
<俳句>かすみ俳句会	147
支部役員名簿	14, 92, 106, 140
<編集手帖カット文字>の解説	小林保佳 131
☆ 判例要旨紹介 民事一最高裁判所判例要旨（平成元年3月）	151
刑事一最高裁判所判例要旨（平成元年2月～3月）	152
下級裁判所判例要旨（昭和62年8月26日～12月25日）	153
家事一下級裁判所判例要旨（昭和62年4月30日～63年12月9日）	163

《巻頭言 カット》……後藤三男（元千葉地裁）  
《編集手帖カット》……小林保佳（元長野地裁）

平成元年5月12日  
麹町会館

# 各課長、参事官を聞く

鈴木総務部長 ただ今から、恒例の総務局、人事局の各課長、参事官を聞く座談会を始めたいと思います。初めに、齊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

齊藤会長 総務局、人事局の課長、参事官には、平素、書記官の処遇あるいは執務のあり方等に関して格段の御配慮、御尽力をいただき、感謝申し上げているところであります。また本日は公務御多端の折にもかかわりま

## 一 テーマ

- 1 昭和六三年度における退職者数とその補充(特に書記官)の実状及び今後の状況について
- 2 本年度の職員の任用において特に考慮された点について
- 3 書記官の養成及び研修体系の現状と将来について
- 4 職員の他官庁への出向及び在外研究の実状とその活用状況、今後の見通しについて
- 5 書記官の定年後の就職状況について(再任用、調停委員等)、また企画官の活動状況について

## 二 書記官事務について

- 1 OA機器に関する現在の使用状況及び今後の導入計画について
- 2 訴訟進行管理について
- 3 書記官事務の合理化について
- 4 総務局三課の今後の作業計画について
- 5 書記官用マニュアルの作成状況について
- 6 全国裁判所書記官協議会の活動に対する意見等について

## 三 組織、制度上の問題について

- 1 本年度の級別定数、特に書記官の格付けについて
- 2 その他給与に関する問題について
- 3 書記官等の任用上の諸問題について
- 4 書記官事務について

## 四 について

せす、この座談会に御出席いただき、心からお礼申し上げます。

この全国書協と総務・人事局との座談会の歴史は古く、昭和四〇年から行われており、全国書協がその目的であります。それだけに、この座談会に寄せる全国の会員の関心度も高く、毎年各高裁単位で行われております。支部交流会におきましても、この座

談会のテーマが重要な議題となっています。

大量退職もいよいよ終局段階を考える時期に来ているようと思われます。

また、OA機器の導入も裁判部がその中心になり、書記官の執務あるいは制度にどのような影響を及ぼすか、書記官が重大な関心を寄せております。更に、近時民事訴訟の審理充実の方策と

## 特集／座談会

# 最高裁給務局・人事局

### 出席者

最高裁判所側

總務局第一課長  
同第二、三課長  
同 參事官  
人事局給與課長  
同 任用課長  
同 參事官

## 書記官協議会側

が書協の責務であろうかと存します。限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を伺いたく、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして私のごあいさつとさせていただきます。

鈴木総務部長 それでは、これより座談会に入ります。これから司会は、尾崎企画調査部長がつとめますので宜しくお願ひいたします。

尾崎企画調査部長 企画調査を担当  
しております尾崎です。これからのお進  
行係りを勤めさせていただきますので  
宜しくお願ひいたします。  
お手元に差し上げておりますテーマ  
の順に従つてこの座談会を進めたいと  
思ひます。  
まず、テーマの一についてお願ひい  
たします。

## 1 本年度の級別定数、特に書記官の格付けについて

職員の給与上の問題については、例年お聞きしているところですが、職員に大変関心の高い問題ですので、  
1 本年度の官職の増設とその格付け、定数の回収等本年度の級別定

萩尾給与課長　書記職を中心として、平成元年度の級別定数の改定状況とその運用方針について、ごくかいつまんで御説明することにします。

まず、級別定数の改定状況について

され、書協も書記官の進行管理事務の面から重大な関心を持ち、現にその研究を行っております。

# 一 職員の給与上の諸問題につ いて

数の改定状況とその運用方針につ

し上げて いるところで あります。また  
本日は 公務 御多端の 折に もかかわりま

く、毎年各高裁単位で行わされております。支部交流会におきましても、この座

いうことが法曹の間におきまして関心を持たれ、一部の序では研究的に実入る



萩尾給与課長

御説明しますと、一一級関係については、昨年度、高裁首席書記官のすべてについて一一級切上げが完了したところですが、平成元年度は、地裁

格付けを認められるという実情にあります。これに対し、地・家裁首席書記官の場合には、裁判部門の長に過ぎないけれども、書記職は、裁判部門の基幹職種であることや從来からの等級付けの高さ等が評価されて、このようない大幅な切上げが認められたものであります。

なお、一〇級切上げについては、このほかに、地裁事務局長及び高裁課長各一が認められました。

首席書記官について一一級切上げが認められました。これで、地・家裁首席書記官のうち、合計一七が一一級格付けとなつたわけであります。

このほか、書記職以外の関係では、一一級切上げは、地裁事務局長、首席家裁調査官の各一が認められました。

一一級関係は、昭和六〇年の給与法の改正以来、地・家裁首席書記官の一〇級定数の拡大について重点的に取り組んできたところであります。平成元年度も昨年同様、四切上げが実現しました。これで、地・家裁首席書記官合計一六三のうち七六（四六パーセン）ト）が一〇級以上となりました。内訳を申しますと、一一級一七、一〇級五九、九級八七となっています。

行政省庁では、地・家裁に相当する府県単位機関でいえば、「特に困難な業務を所掌する機関の長」が漸く一〇級

九級関係は、平成元年度も昨年度に引き続き、地・家裁次席書記官について三の九級切上げが認められました。その結果、地・家裁次席書記官八〇ポストのうち、九級以上は二一ポストとなりました。

なお、九級切上げは、このほかに地・家裁事務局次長三が認められました。

八級関係は、主任書記官の八級切上げが一八認められました。これについては、母数となる七級自体が少ないのでもそれなりの努力を重ねたところであります。この結果、高・地・家裁主任書記官ボスト一五一五のうち一二一三（八〇パーセント）が八級となりました。

なお、これ以外には、地・家裁支部、簡裁の各課長などの切上げが認められ、八級切上げ総数は昨年とほぼ同数の六〇となっています。

格付けを認められるという実情にあります。裁判部門の長に過ぎないけれども、書記職は、裁判部門の基幹職種であることや從来からの等級

付けを認められるという実情にあります。裁判部門の長に過ぎないけれども、書記職は、裁判部門の基幹職種であることや從来からの等級

付けを認められるという実情にあります。裁判部門の長に過ぎないけれども、書記職は、裁判部門の基幹職種であることや從来からの等級

付けを認められるという実情にあります。

このように、財政当局の姿勢は極めて厳しく、今後の折衝も困難を極めると予想されますが、何とか、これまでの昇格水準を維持することが可能となるような定数を確保するよう最大限の努力をしていく考えであります。

次に、昇格の運用について御説明します。

平成元年度の定数回収の折衝においては、財政当局がら、これまでより格段に強い調子で定数回収対象職種及び級についての全面的な見直しを迫られ、その内容は、予想を上回る極めて厳しいものであり、当局としても相当厳しい折衝を行つたわけであります。

ところが、今回は、予算編成作業が大幅に遅れ折衝の時間的余裕が少なく、結局、予算案確定の段階までに、定数回収職種・数についての最終的な合意にいたりませんで、その結果、予算書上でみる限り、平成元年度は定数回収が出てこないということになつたわけ

であります。しかし、実質的には、大量退職

期のピークを迎えて裁判所職員の年齢構成に大きな変化が生じてきていることを背景に、たとえ形式的には今年度の回収数がなくとも、裁判所の定数回収の抜本的な見直しについて、財政当局は、もはや問題の先送りを許さない、という極めて厳しい姿勢を示したものと評すべきものであります。

このように、財政当局の姿勢は極めて厳しく、今後の折衝も困難を極めると予想されますが、何とか、これまでの昇格水準を維持することが可能となるよう定数を確保するよう最大限の努力をしていく考えであります。

次に、昇格の運用について御説明します。

九級以上の昇格運用については、定数状況をにらみながら、府の規模等に従つて標準ボストを設定し、これに就いて標準ボストを設定し、これに就いた人については、他との均衡を考慮しながらも、できるだけ早い時期に昇格を実施し、それ以外の比較的規模の小さい府の場合にも、当人のいわゆる

属性的要素の伸びや退職時期等を勘案しながら積極的に昇格を実施しているのが実情であります。

主任書記官の八級昇格については、先程申し上げました定数状況等もふまえて、近年相当程度改善されてきているものと思います。

主任書記官の八級昇格については、もともと七級は、本省であつても課長補佐がようやく格付けられる級であるところから困難な問題があつたところであります。御承知のとおり、主任書記官を補佐する立場にある書記官、訟庭

等、また、在外研究員の現況等の回収数について、定年退職、再任用退職以外に勧奨退職、自己都合退職等の六〇となっています。

このように、財政当局の姿勢は極めて厳しく、今後の折衝も困難を極めると予想されますが、何とか、これまでの昇格水準を維持することが可能となるよう定数を確保するよう最大限の努力をしていく考えであります。

次に、昇格の運用について御説明します。

九級以上の昇格運用については、定数状況をにらみながら、府の規模等に従つて標準ボストを設定し、これに就いて標準ボストを設定し、これに就いた人については、他との均衡を考慮しながらも、できるだけ早い時期に昇格を実施し、それ以外の比較的規模の小さい府の場合にも、当人のいわゆる属性的要素の伸びや退職時期等を勘案しながら積極的に昇格を実施しているのが実情であります。

主任書記官の八級昇格については、もともと七級は、本省であつても課長補佐がようやく格付けられる級であるところから困難な問題があつたところであります。御承知のとおり、主任書記官を補佐する立場にある書記官、訟庭

係長、独簡の書記官兼課長のポストにある者について七級格付けを実現しているところであります。

そして、現実の昇格運用の面でも、これらのポストについている者の実際の昇格水準を全体的に比較してもらえば、昭和六〇年の切換え以降、年々改善されてきていることが御理解いただけるものと思ひます。

また、書記官六級以下の昇格運用については、基本的には前年度と同様の方針で臨んでいます。

以上御説明しましたように、書記官の級別定数面における格付けについて、は、その法律専門職としての職務内容は、その複雑、困難性を極力強調して、その改善に努めてきたところであります。が、今後とも同様の方針で臨んでいきたいと考えています。

## 2 その他給与に関する問題について

その他給与上の問題について、昨年以降の特に新たな事項として御説明するものはありません。

## 二　書記官等の任用上の諸問題 について

**尾崎企画調査部長** ありがとうございました。では、つぎのテーマに移り

せいたがれせいか

われわれ書記官は、いわゆる大量退職時代の最中にあり、この点も職員に関心の高い問題ですので、昨年に引き続きお聞きしたいと思いますが、

1 退職者数とその補充の実状、特に経験豊富な書記官が、この二、三年で職場を去ってしまうといふこの時期に、現在実施されている

再任用の積極的活用ということも  
考えられますが、再任用希望者確  
保の方策等についての御意見  
大量退職後に向けて幹部職員へ

大量的退職後に向ひ、幹部職員の若手の抜擢任用等を考えておられるようですが、その実状及び高裁間の処遇の不均衡に対する対応、また、単身赴任の実状、女性書記官の増加の実状とそれに伴う

### 3 問題点等

り、別に担当職務別研修も行っていますが、その現状と今後の実成、研修方法等、また、総研対象者が増大している現在、このままの体制で総研が実施されるのか、その他書記官の研修体系にいて

4 每年国税不服審判所、公害等  
整委員会等に職員を派遣してい  
ますが、その実状と活用状

等、また、在外研究員の現況等

書記官の定年後の再任用、調停委員への就任等定年後の就職先についての状況とか執行官、簡裁判事への任用状況また定年後的一般

的就職先に関して企画官がどのような活動をしているかについて、それぞれお聞きしたいと思います。

## 1 昭和六三年度における退職者数 とその補充（特に書記官）の実状 及び今後の状況について

山崎任用課長 本年四月期の書記官の任用数は、昭和六三年度の有資格者数を含めた書記官の退職者の補充と

A black and white portrait of Yamazaki Naoyuki, a man with glasses and a suit, set within a circular frame.

して、再任用を含めて七一九人を任用いたしました。その内訳は書研養成部終了者が二一八人（一部一三八人、二部八〇人）、C.P.試験合格者が四二〇人（理論試験受験組三三六人、理論試験免除組八四人）、新規再任用者が八一人、なっています。

今後の見通しは、書記官有資格者



### 山崎任用課長

退職数について、定年退職、再任用退職以外に勧奨退職、自己都合退職等の不確定要素があつて正確なところをお話しさるのは難しいのですが、勧奨退職、自己都合退職あるいは死亡といった者の推定数を考慮した現時点の予測では、平成三会計年度までは七〇〇を超える退職者数で推移し、平成四会計年度からはそれが毎年一〇〇人程度減りだして、平成六会計年度には二〇〇人台に落ち込むものと考えています。したがつて、書記官の補充ということにつきましても、平成三年までは大枠で本年と同程度の数の補充が必要であろうと考えられ、その場合、書研での養成数は、その収容能力からして、今後とも二二〇人程度で推移せざるを得ない状況にありますので、毎年再任用で八〇ないし九〇人、CPで四〇〇人程度の補充を見込む必要があらうかと考えて います。

このうち、再任用は、定年退職した書記官又は家裁調査官を原則として役付き以外の書記官又は家裁調査官に任用する制度ですが、書記官については、経験豊富な書記官が大量に退職した後を補充し、戦力低下を防ぐための有効な手段と考えています。

再任用希望者の確保については、各庁において、毎年四月上旬までに、翌年に定年退職することとなる職員につ

き、その希望の有無を調査するという方法で確保を図っています。再任用を希望した職員については、その後、書面審査と面接及び勤務成績評定を経て任用されることになります。

なお、書記官への再任用の状況については、後程「定年後の就職状況」の中で説明します。

## 2 本年度の職員の任用において特に考慮された点について

現在、裁判所の一般職の職員の任用面での大きな課題となっているのが、大量に退職していく幹部職員の後継者養成の問題であり、大量に退職する幹部職員の次の年齢層である昭和一〇年代生の層が極端に薄いという職員構成になつていて、若手の抜擢が必要なこと、そこで下級裁に對して積極的な若手の登用の施策の実施をお願いしているということは、昨年も説明しましたとおりです。

その説明の際、下級裁の主任書記官及び課長補佐以上の幹部職員のうち五歳以上の者が多く、これらの幹部職員が一気に退職していく状況にあると申しましたが、昭和六三年一月一日現在と昭和六四年一月一日現在を比較してみると、下級裁の主任書記官及び課長補佐以上の幹部職員について、五五歳以上の者が全体に占める割

合をみると六五パーセントから六三パーセントに減少し、同じように五〇歳以上の者が全体に占める割合をみると八五パーセントから八〇パーセントに減少してしまって、まさに幹部職員が一気に退職し、その分、若手の登用が進んでいる状況にあることがデータ的に分かっていただけると思います。

このような幹部職員の大量退職期の状況は当分の間続きますので、後継者の育成は、これからも大きな課題であり、若手の積極的任用は、今後も継続的に必要があると考へています。また、併せて、昇進スピードが急激に加速されることからくる問題や高裁間の職員構成の違いからくる待遇の不均衡のおそれといった問題についても、これも是正するため、引続き、高裁を越えた課長補佐ポストへの登用を図つた異動が行われています。

このような状況を踏まえ、下級裁においても、きめ細かな配慮をしつつ、資質、能力の優れた者を厳選の上、引き続き積極的に若手の登用を図つてもらいたいと思つています。

次に、単身赴任についてですが、昭和六四年一月一日現在の下級裁職員の状況を御説明しますと、単身赴任者の総数は六六二人であります。この内訳を申し上げますと、官職別では、書記職が三〇三人、事務職が二四四人、家

裁調査官が一一〇人、その他が五人となっています。また、事由別にみると、最も多いのが子供の教育のためであり、これが二五五人、第二が配偶者が職に就いているためであり、これが一八一人、第三が自宅管理のため一七〇人、第四が扶養親族に老人、病弱者があります。すると、第五がその他二三人となっています。

人事異動は、適材適所の観点から行われるべきものですが、具体的な異動に当たっては、本人の経歴、異動歴、家庭の事情等の諸事情を十分勘案して行われております。また、単身赴任に伴う弊害にも十分考慮して異動がなされています。たとえば、教育問題の関連でも、自宅管理の問題の関連でも、単身赴任をするか、帯同赴任をするかは、同じような状況においても各人の考え方によつて異なるので、なかなか難しい面がありますし、また、どうしても単身で赴任せざるを得ない事情があると考えられる者は一切異動の対象から除くというようなことにすると、組織の維持に支障をきたすだけではなく、その人の昇進の機会を奪うことになり、その方がむしろ問題ではないかと思われる場合もあるわけです。单身赴任に関する問題については、昭和六三年度の人事院勧告の報告において、一方で、「まず、单身赴任を減らす

ために努力を行うことが肝要である」とするとともに、他方で、民間における単身赴任者に対する措置の実施状況に留意しながら、「公務における転勤の均衡等をも考慮し、関係諸機関との連携を図りながら、単身赴任者に対する具体的措置について検討を進めていくこととする」とされていいるところであります。

裁判所としても、まず、単身赴任を減らすよう、異動に当たつては今後もできるだけきめ細かい配慮をする一方、単身赴任者に対する具体的措置については、人事院の検討を見守つていただきたいと考えています。

次に、女性書記官の実情について御説明します。昭和六四年一月一日現在で四〇〇人を超える女性書記官があり、全書記官に占める割合は約七パーセントとなっています。これを新任の書記官について見ますと、昭和六〇年以来、新任の書記官に占める女性の比率は一二パーセント前後で推移しており、昭和五三年から平成元年までの平均をとりましても一〇パーセントを超えており、近年の新採用事務官に占める女性の比率からすると、あと数年で一〇パーセントを超えるものと予測されるところです。

女性書記官の数が増加したことによつて生じた問題については、いまの

ところ具体的には何も聞いていませんが、女性書記官が増加することによつて、配置換、産休の際の代替要員の確保等が問題になるであろうと懸念する声のことは事実です。これらの懸念については、もつともな点もありますが、多分に、書記官の構成が従前の男性中心から女性の比率が高くなりつたあるという過渡期に生じたアレルギー反応的要素もあるのではないかと思われます。今後女性書記官の増加傾向は続くでしょうし、既に現在においてその存在は決して珍しいものではないわけですから、まず、女性の書記官を特別視したり、例外視するのを止めることから始めなければならないと思います。その上で、何か具体的に問題がある場合には、これを解決していくことになるわけですが、家裁調査官等書記官以上に女性の割合が高い職種もあり、書記官についてだけ特に問題になるようなことはないのではないかと考えております。

ただ、書記官に限つたわけではありませんが、女性が仕事をしていく上で、男性と性質、感性等が違うとき、従前男性社会であったところでは、これに違和感を持つ場合があろうと思います。その際、男性と違うということだけで女性をマイナス評価してしまうといふのは誤りで、異なるものは、それ

が、女性書記官が増加することによつて、配置換、産休の際の代替要員の確保等が問題になるであろうと懸念する声のことは事実です。これらの懸念については、もつともな点もありますが、多分に、書記官の構成が従前の男性中心から女性の比率が高くなりつたあるという過渡期に生じたアレルギー反応的要素もあるのではないかと思われます。今後女性書記官の増加傾向は続くでしょうし、既に現在においてその存在は決して珍しいものではないわけですから、まず、女性の書記官を特別視したり、例外視するのを止めることから始めなければならないと思います。

### 3 書記官の養成及び研修体系の現状と将来について

御存知のとおり、書記官基礎研修（基礎研）は、昭和五〇年から書記官任用試験（C.P.）合格者を対象として毎年実施されている研修で、内容は、書記官が担当する民事、刑事、家事、少年各事件の全分野にわたり書記官事務を遂行するについて必要とされる基礎的知識・技法の付与を目的として約四五年間行われているものですが、昭和五九年以降は、C.P.理論試験合格者数の増加とあいまつて研修人員が飛躍的に増加したため年二回実施されているものです。

ちなみに、従来の基礎研修参加人員の推移を見ますと、昭和五八年度約九〇人、昭和五九年度約一八〇人、昭和六〇年度約二二〇人、昭和六一年度約二五〇人、昭和六二年度約二七〇人、昭和六三年度約三〇〇人で、本年度は約三五〇人が参加することになつてい

ます。それの個性、特性として「正當に評価されなければならない」と思ひます。任用に当たつては、その能力を十分に發揮し、発展していただけるよう、個々の職員について、これまで以上にその適性、特性を十分に把握した配置等を行うよう心掛ける必要があろうと思つて

います。

は、民事コース（一七日間）、刑事コース、家裁コース（各一一日間）に分け、現に担当する職務に関するコースに参加する研修です。これは、法廷実習を含め書記官実務の実習等に重点を置いた内容のものであり、昭和六二、六三年度は約八〇人が研修に参加し、本年度は約七〇人が東京、大阪、福岡各高裁で実施される研修に参加することになつています。

また、書記官総合研修（総研）は、中堅書記官として書記官の職務全般を遂行するのに十分な知識と技能を付与し、多様な裁判事務に積極的態度で対応できるよう育成を図ることを目的とした研修ですが、この研修対象者も急増する状況にあります。

ちなみに、その推移を見ますと、昭

### 4 職員の他官庁への出向及び在外研究の実状とその活用状況、今後の見通しについて

大林参事官 書記官の出向について

は、事務処理のうえで主に裁判事務に



大林参事官

ついての知識、経験を必要としている機関からの要請を受けて、昭和四五年度に彈劾裁判所と国税不服審判所へ各三五〇人が参加する予定で、今後も更に増えることが予測されます。

総研は、職員間に定着し、その効果

も高く評価されているので、平成元年も度も従来と同じ形で実施されますが、来年度以降は、参加対象者がさらに増えることから書記官研修所の教場、合宿舎の収容能力の限界を超えてしまうことや、予算面の手当が困難になることなどが予想されるところで、これらを踏まえて具体的な実施方法の見直しを余儀なくされている現状にあります。

この外、書記官養成部研修を除いた研修としては、新任中間管理者等研修や中間管理者（裁判部）研修といった研修が行われています。

研究としては、

研究の実状とその活用状況、今後の見通しについて

に三八人を派遣しました。

現在の出向者の内訳は衆議院一人、参議院一人、国税不服審判所三人、公害等調整委員会一人、弾劾裁判所二人、大阪航空局一人となっています。

これらの出向経験者の復帰後の任用については、特別の任用方針を立てて

臨んでいるわけではありませんが、例えば、国税不服審判所に出向した者にその経験を生かし、最高裁の刑事局あ

るいは行政局で活躍してもらつたといふことはあります。出向は、各省庁から要請を受けて派遣している訳ですが、職員のなかに也省庁の事務委員者

がいるということは、裁判所にとりましても大変貴重なこととして、出向中の経験を通して得た知識、バランス感覚等は裁判所における様々な仕事を行っていく上でも大いに活用できるものと思っています。既に復帰されていく中でその知識、経験等を生かして活躍中であり、後に続く方々について

秋山第一課長 我が国社会の国際化が進む中で、裁判官を含む裁判所職員が、幅広い視野と国際的な感覚を身に付けることができるよう、在外研究、の派遣は続けていこうと思つています。

国際会議への派遣、海外視察のための出張の機会を増やしていくことは、そのような機会に恵まれた方々にとって

はもとより、裁判所全体にとつても今後ますます必要になつてくるものと考えております。

そこで在外研究等についてのこの三年間の実情を紹介いたしますと、毎年二名の研究員がアメリカ、フランス及び西ドイツの三国に派遣されております。また海外司法事情視察として毎年三名が欧米に派遣されているほか、OA関係の調査として昭和六二・六三年度に各一名が欧米に派遣されております。

これらの在外研究等の成果を、性急に期待することは困難なことであります  
が、その一部は総務局の制度調査室  
で発行している「外国司法事情」を紹  
介しているほか、在外研究経験者を同  
室に配置して外国司法制度の研究、調  
査、OA化計画の策定等の重要な事務  
に参加してもらい、その経験を生かし  
て着実にその成果を上げていただいて



## 秋山第一課長

## 考 拏

企画 いて 計

この上  
どもとし  
おります  
海外での  
算の許す  
拡充を図  
考えてお

このような点からいたしますと、私どもとしては、できるだけ多くの人に海外での体験をしていただくべく、予算の許す範囲で今後とも在外研究等の拡充を図る方向で検討していきたいと考えております。

### 要あをか

かという問題もありますが、この時期を乗り切るまでは、概ね、今年と同様あるいはそれを超える数の再任用が必要ではないかと考えています。

問題については、定年退職者の減少に伴う再任用希望者の絶対数の減少についても予想されますし、更に少量退職期に入りますと書記官の欠員が少なくなることから、再任用による書記官の補充を今後も引き続き行って行くべきかという問題は、書記官の補充方法をどうするかといった、いわば、書記官養成制度の在り方とも深く関わる大きな問題でもありますので、その本来の制度の趣旨も踏まえた上での総合的な検討が必要であるということは、昨年説明したことと同様であります。

なお、先に説明したとおり、再任用は、大量退職期における書記官補充の有力な手段であり、書記官にとっては、在職中に培った知識、経験をそのまま活用できる仕事でもありますので、定年後の進路の一つとして検討していたき、裁判所のために更にその能力を生かしていただきたいと考えていま

書協会報 107 号

す。  
二二、全国会の活動を含む「畏懾指

は約六六〇人、子負は約五七〇人で

について説明します。

に送付されてきており、各府ともそれぞれ工夫いただいていると承知してお

が、幅広い視野と国際的な感覚を身に付けることができるよう、在外研究、

次に、企画官の活動を含めた退職者の再就職の問題について申し上げます。

企画官は、これまで御説明しているとおり、職員の退職管理に関する各種資料の収集、再就職先の開拓、斡旋、退職金や退職年金に関する相談事務等の職務を行っていますが、この一年間の再就職先の斡旋ということで実績を述べますと、法律事務所、司法書士協会等の団体、金融機関その他の民間会社等への進路の開拓に成功し、斡旋を行っていますが、なかには、勤務条件が合わず辞退されたり希望者がいなかつたりということもあるようです。

また、法律事務所等はOA化が進んでいるよう、これらへの再就職にはワープロ操作ができることが条件とされる場合があるようです。

次に、裁判官を除く元裁判所職員の新任調停委員の任命状況について申しますと、昭和五七・五八年度合計が約二〇〇人でしたが、昭和五九、六〇年度合計で四三〇人、昭和六一、六二年度合計で、五五〇人となつており、昭和六三年度は約二九〇人となっています。ちなみに、各年度ごとに選任される司法委員及び参与員について、平成元年度に選任された裁判官を除く元裁判所職員の数を申しますと、司法委員

は約六六〇人、参与員は約五七〇人であります。

さらに、執行官については、昭和六一年度、昭和六二年度にはそれぞれ約

六〇人弱が部内職員から任用されおり、昭和六三年度については、約四〇人が任用されています。

また、簡裁判事については、年によつて状況が異なるので一概に言えませんが、最近では二〇人前後の者が書記官あるいは書記官有資格事務官から選考任用されています。

### 三 組織、制度上の問題について

尾崎企画調査部長 ありがとうございます。

いました。

では、つぎのテーマに移らせていただきます。

昨年五月に簡裁の統廃合が実施され

たわけですが、出張事件処理、リーフレットの活用状況、受付けマニュアルの作成状況等についての現状等をお伺いしたいと思います。また、今後地家の裁支部の統廃合が予定されるやに聞いておりますが、お差支えのない限度で、その具体的な計画等をお伺いしたいと思います。

秋山第一課長 まず、簡裁の適正配置の実施に伴つての充実策及び廃止簡裁管内の住民に対する措置の実施状況

について説明します。

受付窓口事務の充実については、窓口に訴訟用及び調停用の定型申立用紙

をそれぞれ七種類備え置くとともに、その記載方法を分かりやすく解説した

説明書と各種手続の解説リーフレットを備え置き、手続教示及び定型申立用紙を利用しての準窓頭受理の促進を図っているところであります。実施後

まだ一年ということで、それらが一〇〇パーセント機能しているといえる程

自信はありませんし、それを裏付けるデータも集まつてはおりませんが、調停事件では、申立事件の半分以上がこの定型申立用紙を利用しており、訴訟事件についてもその利用率は徐々に上っているとの調査結果が出ておりま

す。今後とも関係局において申立書の種類を増やし、その内容についても利

用しやすいものに改良を加えていく予定と聞いております。

出張事件処理の運用状況について

は、適正配置実施の五月から一二月ま

での調査によれば、地元から要望の

あつた廃止簡裁の約六〇パーセントの

地域で民事・家事調停・家事審判等の事件を出張処理し、一〇府においては

交通略式の即日処理を出張処理してい

るところであります。出張回数は、平均月二回程度、処理した事件数は各府

によってまちまちであり、多いところ

で一回三件程度、少ないところで一件

程度のようであります。処理件数は必

ずしも多いとは言えませんが、各府と

も出張事件処理の運用が可能であると

のPRには努めていると承知しております。

次に地家裁支部の適正配置の問題と進行状況について説明します。

裁判所においては、司法を取り巻く

に送付されきており、各府ともそ

ぞれ工夫いただいて承知してお

ります。

そのほかの充実策についても、各地

裁本府単位で簡裁民事事務調査会を設置し、簡裁の適正配置を契機とする簡

裁手続の活用について種々御検討いた

だいているところであり、録音体を利用した調書省略、司法委員の活用、簡

易判決の作成についても着実に成果を

収めています。

出張事件処理の運用状況について

は、適正配置実施の五月から一二月ま

での調査によれば、地元から要望の

あつた廃止簡裁の約六〇パーセントの

地域で民事・家事調停・家事審判等の

事件を出張処理し、一〇府においては

交通略式の即日処理を出張処理してい

るところであります。出張回数は、平

均月二回程度、処理した事件数は各府

によってまちまちであり、多いところ

で一回三件程度、少ないところで一件

程度のようであります。処理件数は必

ずしも多いとは言えませんが、各府と

も出張事件処理の運用が可能であると

のPRには努めていると承知しております。

環境の変化に対応する必要から、近時、司法制度及びその運用について全般的な見直しを行い、司法の充実・強化を図るため、組織、制度、裁判手続等各種の面において総合的な施策を進めているところであります。地家裁支部の適正配置も、先の簡裁の適正配置と同様これらの総合的諸施策の一環をなすものであり、これによって生じた人、物的余力を活用し、裁判所全体の人的機構、物的設備の充実を一層図つていくためのものということができま

す。

この問題については、昨年六月以降法曹三者協議会で協議を重ねており、特に昨年一二月に最高裁から提案した廃止支部についての検討対象の範囲及びその基準等について現在検討を行って、検討対象の管轄区域内の元市町村等に対し、各地の所長方にお願いして当該支部を取り巻く客観的状況を説明の上、地元の御意見を伺うため赴いていたところであります。

今後の手続としては、三者協議会での協議を終え、法曹三者のみならず各界の有識者によって構成される一般規則制定諮問委員会での答申を得た後、最高裁規則を改正し、その実施を図つていくことになります。私どもとしてい

は、社会の実情に適った裁判所の適正配置を実現し、よりよい司法サービスの提供を一層推進していくこの施策が速やかに達成されるよう望んでいると存じます。

#### 四 書記官事務について



菅原第二・三課長

尾崎企画調査部長 ありがとうございます。では次のテーマに移らせていただきます。このテーマについては順次お聞かせいただきたいと思いま

す。

まず、本年初めに本年度のワープロ配布予定が公表されました。OA機器全般につき、今後の導入計画等を御説明いただければと思いまし、また、使用方法、範囲についてどのように考えているのかについてもお伺いしたいと思います。

その他、ワープロに適した用紙、書式等で作成検討中のものがありましたら、お知らせ願いたいと思います。

#### 1 OA機器に関する現在の使用状況及び今後の導入計画について

菅原第二・三課長 昭和六三年度末に、裁判官及び書記官室に対しても裁判官約八〇〇台、書記官室約六五〇台といふ相当の台数のワープロを裁判部に導入しました。これは、昭和六二年度

末の補正予算で配布したワープロの使用状況、裁判官、書記官を初めとした裁判所職員の私物ワープロの利用状況等を踏まえ、裁判官用ワープロについては裁判書起案の効率化の観点から、書記官室用ワープロについては、

供述調書を始めとする各種の調書の作成の効率化の観点から、ワープロが極めて有用であり、配布の希望も多いとされています。そこで実行したものです。なお、

書記官室用ワープロとして配布されたワープロのうち、大型プリンタを備えたものについては、裁判書作成の補助用ワープロとしての役割も併せて考慮しているところです。

今後のワープロの導入の方針としましては、裁判官に対しては希望する裁判官全員に対する配布を、書記官室に割合による配布を目処としたいと考えていますが、その実行の具体的計画につきま

しては、今後の予算の状況等をも考慮して、裁判官に対する配布を、書記官室に割合による配布を目処としたいと考えていますが、その実行の具体的計画につきま

して、裁判官用及び書記官室用にそれぞれワープロ活用マニュアルを作成して各所に配布しました。書記官室用マニュアルはワープロで供述調書等を作成する場合に参考となる技術的な事項を中心としてまとめたものです

が、特に従来の野線が入った供述調書についてワープロによる作成に不便な面がある等の指摘があつたことを踏まえて、新しい調書用紙を紙質の改善等を踏まえ、裁判官用ワープロについては裁判書起案の効率化の観点から、書記官室用ワープロについては、

配布できる見込みです。さらに調書の作成の便宜のために代表的な機種によるワープロによる書式設定の例を盛り込んだものであります。

その他、昭和六三年度末には、小規模支部用ワープロ、家裁調査官用ワープロを相当台数配布したほか、従前の配布の延長として、民事執行事件用パソコン、会計事務処理用パソコン等の配布を拡大しました。今後も既配布機器の利用状況、その利用が裁判所の事務処理にどのように有用かという点を検討していくことになろうかと思いま

則制定諮問委員会での答申を得た後、最高裁規則を改正し、その実施を図つていくことになります。私どもとして

いくという観点が必要になつてきています。このような点から、

現在検討し、あるいは一部実験段階に入っているものとしては、少年前歴検索システム、大都市簡裁督促事件処理システム、民事執行事件処理システム等があります。この既存の事務の見直しという観点は、システム的OA化を図る場合になくてはならない点であり、これなくしては、OA化の意義がほとんどなくなるような結果となつてしまふと思われます。裁判所として、このような事務の見直しということに対してもとくに消極的になりがちでありますし、これまでの経験の蓄積のない分野でもあることから色々試行錯誤の面もあるとは思いますが、裁判所外の専門家等の助力も得ながらこのようなシステム開発の面にも目を向けて行きたいと考えています。

尾崎企画調査部長 当全国書協では、書記官制度研究として、民事通常事件の進行管理事務と家事事件のうち遺産分割事件の進行管理事務についての研究を、各高裁地区に委嘱し、本年七月に各地区から最終報告が提出され予定になつておりますが、この訴訟進行管理事務に関するお考えがあれば伺いたいと思います。

官約八〇〇台、書記官室約六五〇台という相当の台数のワークを裁判部に導入しました。これは、昭和六二年度

## 2 訴訟進行管理について

菅原第二・三課長 訴訟進行管理における書記官の役割については、これまでも種々の議論がなされてきており、また、それぞれの分野において実践がなされました。刑事事件については、事前準備の充実に関連して、刑訴規則一七八条の九で「裁判所は、裁判所書記官に命じて検察官又は弁護人に訴訟の準備の進行に関し問い合わせ又はその準備を促すことができる。」

という規定があり、その点もあって裁判所書記官による訴訟進行管理は比較的活発に運用されました。また、家裁についても、最近、「家庭裁判所の事件処理要領」の整備を通じて、書記官の家裁事件の進行管理についての役割が意識され、その定着が図られてきているようになります。

この点で、特に今後の課題と考えておるのは、民事訴訟事件における書記官の進行管理であります。民事訴訟事件の処理状況をみると、地裁については、事件の審理期間も、全体として若干短縮傾向にあるものの、地裁の民事訴訟事件全体でみると、平均審理期間は一二月余、対席判決は約二〇月という状況であり、この数字は現在の社会生活、国民生活のテンポからすると、著しく改善の必要性があるところ

ではないでしょうか。単に数字の問題に止まらず、例えば準備書面の交換に終わるのみの口頭弁論期日、長期間をかけて断続的に行ういわゆるさみだれについても、その改善には訴訟当事者からいかに協力を得られるかという点を始め、種々の困難な問題点があるものとは思われますが、今後是非検討していくべき課題であろうと考えています。

ところで、以上のようない議論そのものは、従前からも言われ続けてきたところであります。最近、いくつかの弁護士会においても民事訴訟の改善の問題意識を強くもち、具体的提言をするような動きも出てきています。また、東京地裁を始め、大阪、名古屋地裁においても、民事訴訟の審理の充実に向けての意識的な取り組みが始まられているところです。東京地裁の状況は書協会報一〇五号で紹介されているとおりであります。これらの試みの中でも、事前準備、あるいは期日間の準備活動の中で書記官の役割が強く意識され、その実践に向けての種々の工夫がされていることが大きな特徴である

力が高めながら成果をあげているという話もありました。書協を始め、広く書記官層から提唱があつた訴訟進行管理について、このようない形で実践され、その努力が払われていることに対しても、大いに敬意を表したいと考えています。

なお、民事訴訟の充実に向けての書記官の役割といい、あるいは、書記官の訴訟進行管理といつても、当然のことですが、個々の裁判体の中での裁判官と書記官の実践にかかるわけになります。東京地裁の例については、先程述べたとおり、一部は紹介されており、また、平成元年度の書記官実務研究のテーマとして取り上げられることが内定しているということですので、今後も色々と紹介されていくことと思われますが、各府においては、それぞれの府の実情をも踏まえた上で、各裁判体における裁判官と書記官とが積極的に創意工夫をこらさせてこの分野でのいわば新しい書記官像を作っていくことを特に期待したいと考えています。

尾崎企画調査部長 書記官による訴訟進行管理の実施のためには、書記官の活用等を考えなければならぬと思いますが、それについてのお考え、また、具体的な計画等がありましたら

器の利用と並んでOA機器のシステム的な利用を検討し、OA化を契機に全体としての事務処理の見直しが図つ

お伺いしたいと思います。  
その他、録音体利用の実験結果と、  
今後の利用方針についてもお聞かせいた  
だきたいと思います。

3 書記官事務の合理化について

菅原第二・三課長 確かに御指摘のとおり、書記官による訴訟進行管理を充実していくためには、書記官事務の合理化、効率化、OA機器の活用等を考え、そのための余力を生み出していくことが不可欠の前提となると考えています。

す。勿論、ワープロ使用の実態は各人によつて様々であり、今述べた数字を直ちに一般化するわけにはいかないとも思いますが、ワープロによる効率化の程度は自覚ましいものがあると考へてゐるところです。

さらに、書記官の事務のかなりの部分を占める送達事務、帳簿諸票等に関する事務についても、今後、OA機器の利用あるいは事務そのものの見直し、改善等の検討をしていくことによつて、合理化を考へていきたいと思つています。

書記官事務のうちで一番の比重を占めるのは立ち会い書記官の場合、いうまでもなく、調書作成事務であります。が、この点で、ワープロの利用による事務の効率化の点でいうと、昭和六一年から地裁一〇庁において行われているワープロ実験を通じ、担当者約六〇名のほとんどのが約二～三ヶ月でブラインドタッチを習得し、一分に五〇字程度の打鍵速度に達したこと、これにともない、ワープロの編集機能、修正機能等も活用した上で、手書きに

す。勿論、ワープロ使用の実態は各人によって様々であり、今述べた数字を直ちに一般化するわけにはいかないと思いますが、ワープロによる効率化の程度は目覚ましいものがあると考えているところです。

さらに、書記官の事務のかなりの部分を占める送達事務、帳簿諸票等に関する事務についても、今後、OA機器の利用あるいは事務そのものの見直し、改善等の検討をしていくことをよって、合理化を考えていきたいと思っています。

能率器具の配布の点については、バーフォレーター（契印機）を昭和六二年度から配布を開始し、当初は地裁の執行事件、簡裁の督促事件等における利用を主として考えてそれらの部門に重点的に配布しましたが、利用の実績も上がっているようであり、昭和六年には、高・地裁の通常部にも配布を拡大し、年次計画でその整備を図つていくことにしました。近い将来には、さらに家裁にもその配布を拡大したいと考えています。

なお、お尋ねの調書省略（録音体利用）の状況ですが、昭和六三年六月から、全国の五七府の簡裁、七三の裁判体において、簡裁の調書省略の規定（民訴法三五八条の二）をより一層活用していくという観点から、証言

等の内容をテープに録音して当事者にダビングを許可し、その訴訟準備の利用に供することにより、調書省略についての当事者の同意を得やすくしようということで最高裁民事局が中心になつて実験が開始されたものであります。

昭和六三年六月から一〇月までの五ヶ月分についての中間結果によると、当該期間中の対象となる二六七件の合計四一五人の証人、本人調べのうち、省略されたのが二三四人と、率にして五四%となっています。これは、従来の調書省略率に比べて相当高い率となつております。録音体利用が調書省略の運用に有益であるという結果が出ていたるようと思われます。なお、調書省略をしなかつた四六パーセントについては、当事者の異議があつた場合、あるいは控訴の見込みがある等の理由によるものが多いようです。この録音体利用実験の結果は今後さらに分析を加えて、将来、地裁事件等にもどのように応用していくかということの検討を加える材料にしていきたいと考えています。

な課題でありましょう。書記官の作成する調書は、勿論、事件の性質、証言等の内容によつて異なるものの、一般的には、要領調書といふものが目指すべき方向であると考えてきたわけです。しかしながら、その根拠の一つであった、要領調書の方が逐語的調書よりも作成に時間がかかる、従つて調書作成の省力化、迅速化に役立つという点は、ワープロによる調書作成が一般化している状況の中では、現実には必ずしもそうとばかりはいえない状況になつてきているようにも考えられます。

等の内容をテープに録音して当事者にダビングを許可し、その訴訟準備の利用に供することにより、調書省略についての当事者の同意を得やすくしようとして実験が開始されたものであります。

昭和六三年六月から一〇月までの五カ月分についての中間結果によると、当該期間中の対象となる二六七件の合計四五人の証人、本人調べのうち、省略されたのが二三四人と、率にして五四%となっています。これは、従来の調書省略率に比べて相当高い率となつておらず、録音体利用が調書省略の運用に有益であるという結果が出ていたるようと思われます。なお、調書省略をしなかつた四六・一%について、は、当事者の異議があつた場合、あるいは控訴の見込みがある等の理由によるものが多いようです。この録音体利用実験の結果は今後さらに分析を加えて、将来、地裁事件等にもどのように応用していくかということの検討を加える材料にしていきたいと考えています。

調書の問題については、このように事件を選択した上での調書省略の方向といふことも一つの検討課題となるわけですが、どのような調書を書記官が作成していくかということが最も重要

な課題でありましょ。書記官の作成する調書は、勿論、事件の性質、証言等の内容によって異なるものの、一般的には、要領調書というものが目指すべき方向であると考えてきたわけです。しかしながら、その根拠の一つであった、要領調書の方が逐語的調書よりも作成に時間がかかるず、従つて調書作成の省力化、迅速化に役立つという点は、ワープロによる調書作成が一般化している状況の中では、現実には必ずしもそうとばかりはいえない状況になつてきているようにも考えられます。

ことは、特にワープロ使用の初期における自覚的なブラインドタッチの習得の必要性を表しているものであります。

理の実現ということも前提にすれば、同じ方向を向いているものといえるのではなかろうかとも考えているわけで

す。

## 五 総務局三課の今後の作業計画について

尾崎企画調査部長 ありがとうございます。

いたたまです。では次のテーマに移らせていただきます。

1 新任書記官の増大期にある現在、事務処理の効率化、過誤防止のためには事務の手引書の発刊とその利用が有効であると思われます。過去に「刑事書記官事務の手引き」、「民事書記官事務の手引き」、「訴訟手続」、「民事書記官事務の手引き」、「民事書記官事務の手引き」、「執行手続」、「不動産編（上、下）」が発刊されていますが、今後の発刊計画についてお伺いしたいことと

2 その他総務局三課で現在御計画されていることがございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

1 書記官用マニュアルの作成状況について

渡邊参事官 これまでに、最高裁判所から刊行されたものとしては、総務局関係では刑事書記官事務の手引、民事書記官事務の手引（訴訟手続）があ

の裁判体において、簡裁の調書省略の規定（民訴法三五八条の二）をより一層活用していくという観点から、証言

り、民事局関係では民事書記官事務の手引（執行手続—不動産編）上・下が



渡邊参事官

あります。

今後の刊行予定のものとしては、総務局において平成二年三月を目処に民事書記官事務の手引（執行手続—債権編）を発刊すべく現在、三課で検討作業を進めているところです。

なお、三課では、裁判所の休日に関する法律が施行され、また、事件記録の閲覧及び謄写に関する事務の取扱い等について若干の通達改正が行われたことに伴い、本年三月に司法協会から民事書記官事務の手引（訴訟手続）が発行されるに当たって関係部分に最低限の訂正補筆を加えました。

刑事書記官事務の手引につきましても、各方面からの御意見等を踏まえて今後検討したいと考えています。これららの手引書は、書記官の大量退職と実務経験の浅い書記官層を念頭において作成した極めて実務的な資料となっており、大いに活用していただ

きたいと思います。

## 2 その他現在計画中のものについて

昨年五月の簡裁の適配に伴い、人的、物的充実が図られましたが、その後の窓口相談、口頭・準口頭受理手続等についての事務の確認、改善方法等について協議する為、昭和六二年度に引き続き本年二月に各高裁ブロック毎に簡

裁判事、首席書記官の方々にお集まりいただいて、簡裁裁判事務運営協議会が民・刑それぞれに開催されました。

この協議会におきましては、簡裁における受付事務の重要性、研修、マニュアル作成、受付相談の在り方等について協議がなされたわけですが、

簡裁判事と首席書記官とが同じテーマで意見交換の場を持つたということは、簡裁の裁判事務について共通の認識を持つことができたという意味でも大変効果的であったと考へています。

本年度は、昭和六一年度以来、簡裁裁判事務運営協議会等の為に暫く中断しておりました首席書記官会同を民事首席書記官の連合ブロックの形で実施したいと考えています。テーマはこれから民事局とも協議してつめていく事になりますが、首席書記官の指導監督に関する事項のはか進行管理事務もその一つになるものと考えられます。

## 六 全国書記官協議会の活動に対する意見等について

尾崎企画調査部長 ありがとうございます。

いました。最後に全国書協に対する要望、意見等がございましたらお聞かせいただきたいと思いますし、また、我々全国書協の会員に知らせるのが相当と思われる事項がございましたら、お聞かせください。

渡邊参事官 書協の会報に掲載される八高裁の実務研究は、従来から高い評価を受け、部内の書記官ばかりではなく外部の弁護士等もこれを活用していると聞いていますが、その内容は、誠に敬服に値する立派な研究であると思います。

特に最近、書記官制度研究会の活躍は目を引くものがありますが、書記官にとっては、将来の事務を見直す重要な時期でもあり、その活動は大いに期待したいところです。

尾崎企画調査部長 どうもありがとうございました。これで予定のテーマ

積極化という問題とより良し要領課書の作成という問題は相排斥するものではなく、むしろ、裁判官による集団考査からも御紹介がありましたように、書記官事務のOA化の問題、それに伴う調査作成の在り方、三課関係通達の改正等が検討の課題となっています。

は全部終了しました。本日は御多用の中、長時間にわたり有意義なお話を听完かせていただきましてありがとうございました。

鈴木総務部長 それでは、これをもちまして、本日の座談会を終了させていただきます。